

横浜市本村スポーツ会館 団体利用申込書 (正)

受付印

団体番号	団体名			
種目名	バレーボール・ソフトバレーボール・バスケットボール・卓球 バドミントン・太極拳・体操・ダンス・その他 ( )			
利用日	令和 年 月 日 ( )			
利用時間	1 時限 (9:00 - 11:40)	2 時限 (12:00 - 14:40)	3 時限 (15:00 - 17:40)	4 時限 (18:00 - 20:40)
スポーツ会館 記入欄(申込番号)				
申込書記入者 氏名			電話	

☆裏面に記載の「利用の不許可の項目」をご確認いただき、チェックをお願いします。

利用の不許可の項目を確認しました。

きりとり線

利用者控え

令和 年 月 日

横浜市本村スポーツ会館 団体利用書 (申込書副)

受付印

団体番号	団体名			
種目名	バレーボール・ソフトバレーボール・バスケットボール・卓球 バドミントン・太極拳・体操・ダンス・その他 ( )			
利用日	令和 年 月 日 ( )			
利用時間	1 時限 (9:00 - 11:40)	2 時限 (12:00 - 14:40)	3 時限 (15:00 - 17:40)	4 時限 (18:00 - 20:40)

利用日印

☆この利用書及び団体利用登録証がなければ、利用はできません。  
利用時間の最初に必ず受付で、利用書及び団体利用登録証をご提示ください。

※申込期間 毎月1日～15日 窓口受付は9:30～19:00、電話受付は12:30～19:00  
FAXは24時間(15日は19:00締切)

※申込状況確認 窓口は申込期間中、ホームページは10日～12日頃

※抽選日 毎月18日午前中 (土日祝の場合前後)

※結果発表 毎月抽選日の午後 窓口及びホームページで確認できます。

※空き時間予約 毎月21日 窓口受付は9:30～19:00、電話受付(仮予約)は12:30～19:00

問い合わせ先：横浜市本村スポーツ会館 ☎ 045 (365) 1820

## 横浜市本村スポーツ会館の利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断される時。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので、横浜市本村スポーツ会館の利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。

## 横浜市本村スポーツ会館の利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断される時。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので、横浜市本村スポーツ会館の利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。